

広島県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第三十二号

#### 広島県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

広島県営住宅設置及び管理条例（平成九年広島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「イ、ロ又はハに掲げる場合」を「イ又はロに掲げる場合」に、「イ、ロ又はハに掲げる金額」を「イ又はロに定める金額」に改め、同号イ中「令第六条第四項に規定する」を「入居者又は同居者が障害者、戦傷病者等であつて規則で定める者である場合その他規則で定める」に、「令第六条第五項第一号」を「令第六条第一項」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「及びロ」を削り、「令第六条第五項第三号に規定する金額」を「令第六条第二項に規定する金額以下で、知事が定める金額」に改め、同号ハを同号ロとし、同条第二項中「（同項第二号ロを除く。）」を削り、「令第六条第五項第一号」を「令第六条第一項」に、「住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第二百二十八号。以下「改良令」という。）第十二条において読み替えて準用する令第六条第一項に係る読替え後の金額」に、「令第六条第五項第三号」を「令第六条第二項」に、「改良令第十二条後段に規定する法第二十三条第二号ハに掲げる場合に係る読替え後の金額」を「改良令第十二条において読み替えて準用する令第六条第二項に係る読替え後の金額」に改める。

第七条第二項中「前条第一項第二号ロに掲げる」を「法第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二十二条第一項の規定による国の補助に係る公営住宅又は法第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる」に、「同項各号」を「前条第一項各号」に改め、「、なお」を削る。

第十条第二項中「広島県営住宅管理審議会」を「広島県営住宅管理等審議会」に改める。

第六十条の見出しを「（県営住宅管理等審議会）」に改め、同条第一項中「管理に関する」を「整備及び管理に関する」に、「広島県営住宅管理審議会」を「広島県営住宅管理等審議会」に改め、同条第二項中「広島県営住宅管理審議会」を「広島県営住宅

管理等審議会」に改める。

附則第九項中「令第六条第五項第一号」を「令第六条第一項」に改め、「同号ロ」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。